

令和7年度税制改正要望事項（**新設**・**拡充**・延長）

（文部科学省 高等教育局 私学部 私学行政課）

項目名	私立学校法の改正に伴う税制上の所要の措置		
税目	所得税		
要望の内容	<p>幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図ることを目的とした改正私立学校法が令和7年4月1日に施行されることを踏まえ、改正後においてもこれまで学校法人（専修学校・各種学校のみを設置する法人（以下、準学校法人という。）を含む。）に適用されていた税制上の措置（これまで学校法人に適用されていた税制上の優遇措置の継続）を講じる。</p> <p>また、これまでみなし譲渡所得税等に係る特例について、国税庁長官の承認手続きを簡素化できる学校法人は、私学助成を受け、学校法人会計基準に従い会計処理を行う一部の学校法人に限られていたところ、改正私立学校法により、準学校法人を含むすべての学校法人が学校法人会計基準に従い、会計処理を行うことになったことを踏まえ、一定の要件を満たすものについては、準学校法人を含むすべての学校法人の国税庁長官の承認手続きを簡素化する。加えて、寄附財産を譲渡し、買換資産を取得する場合において、承認特例対象法人に認められる非課税措置の特例（買換特例）について、準学校法人を含むすべての学校法人に適用する。</p> <p>さらに、税額控除対象法人に課される閲覧対象書類について、改正私立学校法の規定を踏まえ、租税特別措置法施行令上の手当をするための所要の措置を講じる。</p>		
内容		<p>平年度の減収見込額</p> <p>（制度自体の減収額）</p> <p>（改正増減収額）</p>	<p>— 百万円</p> <p>（ — 百万円）</p> <p>（ — 百万円）</p>

(1) 政策目的

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図ることを目的とした改正私立学校法が令和5年に公布された。これにより、我が国の教育に大きな役割を担っている私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」を基本的な考え方としつつ、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限の明確化や、選任・解任の手続きを定めるとともに、監事や評議員会の理事会へのチェック機能を強化するなど、すべての学校法人の管理運営制度を抜本的に改善する。このことを踏まえ、引き続き自主的で多様性のある運営を促進し、運営基盤の強化や設置する学校の教育研究活動の一層の質の向上を図るため、本措置が必要である。

(2) 施策の必要性

改正私立学校法は、我が国の教育に大きな役割を担っている私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」を基本的な考え方としつつ、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限の明確化や、選任・解任の手続きを定めるとともに、監事や評議員会の理事会へのチェック機能を強化するなど、学校法人の管理運営制度を抜本的に改善することを目的とし、成立したものである。

改正私立学校法の施行により、全ての学校法人のガバナンスが強化され、一層の公益性・公共性の向上が見込まれるところであり、その自主的で多様性のある運営を促進し、運営基盤の強化や設置する学校の教育研究活動の一層の向上を図るためにも、引き続きこれまで学校法人に適用されていた税制上の措置の適用が必要である。

また、改正私立学校法により、すべての学校法人に対する一層の公益性・公共性の向上を目指す観点から、すべての学校法人が学校法人会計基準に従い会計処理を行うこととされた。

現在、みなし譲渡所得税等に係る特例については、私学助成を受け、学校法人会計基準に従う一部の学校法人に限定されている。全ての学校法人が高い公益性・公共性を有することは私立学校法において担保されていることを踏まえ、学校法人会計基準に従い会計処理を行うこととなった準学校法人を含む全ての学校法人を承認特例や特定買換資産の特例の対象とすることで、学校法人に対する寄附を一層促進し、経営基盤の強化を図り、各学校法人が自ら主体的に改革に取り組み、今後も持続可能な発展を遂げることができるようにすることが必要である。

さらに、現在、税額控除制度の対象となる学校法人は、租税特別措置法施行令において、改正前の私立学校法に規定する閲覧対象書類よりも多くの書類を閲覧に供する義務が課せられている。今般の私立学校法の改正により、学校法人の適切な会計処理のために新たに作成義務が課された、「計算書類の附属計算書」、「会計監査報告」及び「評議員の報酬等の支給基準」について、学校法人の高い公益性に照らし、さらなる運営の透明性を確保するための環境整備を行う観点から、租税特別措置法施行令上の閲覧対象書類とする必要がある。

新設・拡充又は延長を必要とする理由

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p><教育振興基本計画> 教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定） 目標 12 指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立 ・学長の優れたリーダーシップによる大学運営の促進、外部理事や実務家教員など外部人材の活用、大学教育に係る情報公開の推進、外部資金導入の増加など、大学等の経営力の強化に係る必要な施策を講じる。 目標 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ・各学校法人の確固とした財政基盤の確立のため、各学校法人が寄附金収入等の多角的な資金を調達するための環境をより一層整備するとともに、私立学校への寄附の促進が図られるよう、寄附税制の普及啓発や、先進事例の紹介等を実施する。</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>我が国の公教育を支える私立学校が、時代と社会のニーズに対応して主体的な改革に取り組み、教育研究や経営の質の向上につなげていくことができるよう、寄附金をはじめとする民間資金の積極的な獲得を促し、その経営基盤の強化を図る。</p> <p>【指標】 ・学校法人における外部資金獲得状況の改善</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>—</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>—</p>		

有効性	要望の措置の適用見込み	大学・短大・高等専門学校を設置する学校法人：667 法人（令和5年度） 高校以下の学校を設置する学校法人（準学校法人を含む）：7,061 法人（令和5年度）	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	学校法人に対し、引き続き税制上の措置を講ずるとともに、私立学校法改正に伴う必要な措置を行うことにより、その自主的で多様性のある運営が促進され、運営基盤の強化や設置する学校の教育研究活動の一層の質の向上が図られるとともに、我が国の学校教育の発展に資することが期待される。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
	要望の措置の妥当性	改正私立学校法の施行により、全ての学校法人のガバナンスが強化され、一層の公益性・公共性の向上が見込まれるところであり、その自主的で多様性のある運営を促進し、運営基盤の強化や設置する学校の教育研究活動の一層の質の向上を図るためにも、引き続きこれまで学校法人に適用されていた税制上の措置を適用するとともに、そのガバナンスの強化等を踏まえた私立学校法改正に伴う必要な措置を行うことが必要である。	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>令和2年度 私立学校法の改正に伴う税制上の所要の措置</p>	